

第九十三号議案

江戸川区立みんなの家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立みんなの家の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立みんなの家の指定管理者を次のように指定する。

江戸川区立みんなの家	名 称		指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称		
	新宿区西新宿七丁目八番一〇号 オークラヤビル内	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 理事長 佐々木 桃子		平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

（説明）

平成三十一年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立みんなの家の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。